

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 石場診療所
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県大津市石場9番6号
- (3) 設立認可年月日 昭和36年 5月 1日
- (4) 設立登記年月日 昭和36年 5月 1日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施 設 の 名 称	施設の医療機関 コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	石場診療所	2510101195	滋賀県大津市石場9番 6号	一般病床 0床 療養病床 0床

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 7年 5月21日	令和6年度決算書類の承認
〃	理事及び監事改選の承認
令和 8年 3月31日	令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 石場診療所
所在地 滋賀県大津市石場 9 番 6 号

※医療法人整理番号 0 0 0 0 1

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	124,635 千円
2. 負 債 額	46,397 千円
3. 純 資 産 額	78,238 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	71,801
B 固 定 資 産	52,834
C 資 産 合 計 (A + B)	124,635
D 負 債 合 計	46,397
E 純 資 産 (C - D)	78,238

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 石場診療所
所在地 滋賀県大津市石場 9 番 6 号

※医療法人整理番号 0 0 0 0 1

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	71,801	I 流 動 負 債	45,101
II 固 定 資 産	52,834	II 固 定 負 債	1,296
1 有 形 固 定 資 産	13,710	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	1,362	負 債 合 計	46,397
3 そ の 他 の 資 産	37,762	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 資 本 金	6,030
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	72,208
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	78,238
資 産 合 計	124,635	負 債 ・ 純 資 産 合 計	124,635

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 石場診療所
所在地 滋賀県大津市石場 9 番 6 号

※医療法人整理番号 0 0 0 0 1

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事業損益		
1 事業収益		59,222
2 事業費用		57,657
	事業利益	1,565
II 事業外収益		879
III 事業外費用		43
	経常利益	2,401
IV 特別利益		47
V 特別損失		
	税引前当期純利益	2,448
	法人税等	334
	当期純利益	2,114

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 石場診療所
理事長 尾辻 りさ 様

私は、医療法人石場診療所の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 14 日

医療法人 石場診療所
監事 三 上 章 道